

建築基準法施行令及び建築物省エネ法等の改正に伴う
武蔵野市手数料徴収条例の一部改正について
(議案第 29 号資料)

1 法令改正の概要

(1) 建築基準法施行令の改正に伴う認定制度の創設

安全性等の確保を前提に接道義務及び道路内建築制限の遡及適用を合理化し、大規模修繕等となる省エネ改修等を促進するため、新たな認定制度を創設した。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の法令名の改正

同法第1条の目的において、「建築物のエネルギー消費性能の向上」に「建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進」が追加され、法律の名称が「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」から「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改正された。

また、これに伴い、同法施行令及び同法施行規則の名称も改正された。

2 本市手数料徴収条例改正の概要

(1) 1 (1)に伴い、別表 87 の項の次に新たな認定申請手数料の追加(手数料は東京都と同額)

(2) 1 (2)に伴い、別表 99 の項から 104 の項までの字句の改正

担当課 都市整備部建築指導課